

令和 5 年 7 月 28 日
海上保安庁

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」
の落札者の決定及び契約の締結について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づき民間競争入札を行った「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」業務(以降、「本業務」という。)について、法第 15 条を準用する法第 13 条第 3 項及び法第 20 条第 2 項で求められる事項を公表する。

1. 契約の相手方(落札者)の名称、代表者の氏名及び所在地

日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
代表取締役執行役員社長 森田 隆之

2. 契約金額(落札金額)

610,170,000 円(税込み)

3. 落札者の決定の理由

本業務にかかる落札者の決定は、「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業に係る民間競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)及び入札説明書に基づき、入札参加者 1 者から提出された競争参加資格確認申請書および提案書について、総合評価委員会により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていたため、技術点を評価した。

入札価格については、令和 5 年 5 月 19 日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから上記のものが落札者となった。

【実施要項 6.(3)の評価方法による総合評価点】

81.248 点

※総合評価点 = 価格点(100.0 点満点) + 技術点(100.0 点満点)

4. 対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

本業務の実施にあたっては以下の有資格者を置くものとする。

- (1) PMP(Project Management Professional)又は情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ
- (2) 情報処理技術者試験ネットワークスペシャリスト又は情報処理安全確保支援士(旧資格:情報セキュリティスペシャリストを含む)
- (3) AWS 認定のソリューションアーキテクトのプロフェッショナルクラス

本業務は海洋情報業務に不可欠な海洋情報部電子計算機システムを更新し、機器の借入保守並びに当

庁が行う運用業務の支援を実施するものである。

5. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の概要

ア 対象となる海洋情報部電子計算機システムの概要

海洋情報部電子計算機システムは、水路の測量、海象の観測等により収集した様々な海洋データを迅速且つ的確に処理、解析及び蓄積し、庁内、関係機関、一般国民等に提供する汎用かつ多目的な用途に用いるためのシステムである。

また、海洋情報部電子計算機システムは平成31年1月の導入から5年が経過し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃等への対応、経年劣化による効率の低下や海洋情報業務の多様化・高度化、調査・観測機器の発達に伴うデータ量の増加により、現有システムでは、海洋情報業務を継続して遂行することが困難であるため、今後の海洋情報業務の遂行に対応可能なシステムに更新するものである。

イ 海洋情報部電子計算機システムの規模

海洋情報部電子計算機システムは、本庁海洋情報部(霞が関中央合同庁舎第4号館)、管区海洋情報部(第一から第十一管区海上保安本部海洋情報部。第十一管区にあっては、海洋情報監視課及び海洋情報調査課をいう。)に設置され、本庁海洋情報部職員約150名、管区海洋情報部職員約125名の計約275名が利用する。なお、通常勤務職員は、平日8時30分から18時15分、当直職員は24時間365日各執務室より利用し、各サーバにおいては、シミュレーションや推算、観測データの処理、解析を24時間行っている。

ウ 取付調整・移行作業に係る内容

落札者が実施する取付調整・移行作業の内容は以下のとおりであり、その詳細は「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」を基本とする。

(ア) 取付調整

導入機器等について、搬入、設置、接続、ソフトウェアのインストール及び調整、ネットワークの調整を行い、海洋情報部電子計算機システムの各機能及びネットワークが正常に動作することを確認すること。

(イ) 移行作業

現有資産のデータやプログラム(当庁が開発した業務プログラムを除く)を導入機器に移行し、システムの調整及び最適化を行い、既存装置と並行稼働を行うとともに最終確認を行うこと。

(ウ) テスト

「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」に示すテストの区分に応じ、動作確認等の必要なテストを行うこと。

(エ) 教育・訓練

システム運用管理者に対し、本装置を用いてシステムの運用に必要なマニュアルの作成及び研修・訓練を行うこと。また、システム利用者が利用に必要なマニュアルの作成を

行うこと。

エ 借入保守に係る内容

落札者が実施する借入保守の内容は以下のとおりであり、その詳細は「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」を基本とする。

(ア) 賃貸借

導入機器等について、賃貸借を行うこと。

(イ) 運用支援

システム運用管理者及びシステム利用者が実施する運用作業等の支援を行うこと。

(ウ) 保守

導入機器等について、定期的な保守作業、障害の復旧作業、問い合わせ受け付け等を行うこと。

オ 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行落札者又は当庁からの引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び落札者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった落札者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者(又は当庁)から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要な落札者に発生した経費は落札者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業務変更が生じた場合の引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、落札者及び次回落札者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い落札者が変更となる場合には、落札者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回落札者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務手続きに必要な落札者に発生した経費は、落札者の負担となる。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

上記「5.(1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の概要」に示す業務を適切に実施すること。

イ 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率

海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率が、各月ごとに95%以上(1分未満の停止時間は切り捨てとする)であり、さらに年度ごとの平均稼働率が99.5%以上であること。ただし、計画停止を除く。

なお、稼働率の計算方法は以下のとおり。

【稼働率】

各月の稼働率

$$\frac{\left(1 \text{ ヶ月の平日数} \times 9.75 \text{ 時間} \text{ 注1}\right) - \left(\text{サービス停止時間}\right)}{\left(1 \text{ ヶ月の平日数} \times 9.75 \text{ 時間}\right) - \left(\text{計画停止時間}\right)} \times 100(\%)$$

年度ごとの平均稼働率

1年間の各月の稼働率(%)の和

借入保守月間 注2

※注1 通常勤務職員の平日運用時間 8時30分から18時15分

注2 令和5年度は2月1日から3月31日までの2ヶ月、他の年度は12ヶ月とする。

【平日数】

土日祝日及び年末年始の休日を除く平日の日数

【計画停止時間】

定期保守や計画停電等であらかじめ計画されたその月の停止時間

ウ セキュリティ上の重大障害件数

保有するデータ、個人情報、施設等に関する情報及びその他の契約履行に際し、知り得た情報漏えいの件数は、各月ごとに0件であること。

エ システム運用上の重大障害件数

落札者の保守作業に起因して、全てのシステム利用者の業務に影響が生じるサーバ停止、データの喪失及び障害状況が、9.75時間以上継続する重大障害の件数は、各月ごとに0件であること。

オ ウイルス定義ファイルの更新

ウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルについて、ベンダーからのリリース後、1時間以内に適用されていること。

6. 実施期間に関する事項

取付調整・移行作業は契約締結日から令和6年1月31日まで、借入保守期間は、令和6年2月1日から令和10年3月31日までとする。本調達のスケジュールについては、表1を参考に計画し、詳細についてはシステム運用管理者と協議し決定すること。

表1 本調達のスケジュール

	令和5年度												令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					4月	12月	1月	2月	3月				
マイルストーン			▲										▲							▲				▲	
			取付調整開始(予定)										借入保守開始							借入保守期間終了				借入保守予定期間終了	
工程			取付調整・テスト					移行作業					教育・訓練		貸借・運用支援・保守					貸借・運用支援・保守(予定)					
			並行稼働期間																						

【留意事項】

取付調整・移行作業期間に要する貸借費用については、落札者の負担とすること。
借入保守予定期間は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までとする。

7. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務落札者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務落札者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務落札者が当庁に報告すべき事項、当庁の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 落札者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当庁に提出しなければならない。
- (イ) 落札者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当庁に報告するものとし、当庁と落札者が協議するものとする。
- (ウ) 落札者は、契約期間中において(イ)以外であっても、必要に応じて当庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 当庁は、請負業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、落札者に対し必要な報告を求め、又は当庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを落札者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする

ウ 指示

当庁は、請負業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、落札者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 報告等

落札者は、本業務の実施に際して知り得た当庁の情報等(公知の事実等を除く)を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 落札者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術(アイデア又はノウハウ)については、落札者からの文書による申出を当庁が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 落札者は、当庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 落札者は、当庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥落札者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、

別紙3「秘密保全に関する誓約書」への署名及び捺印しその内容を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当庁は、落札者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

落札者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

落札者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者に特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 落札者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当庁の承認を受けなければならない。

エ 契約不適合責任

落札者は、借入保守開始後から1年以内に、導入機器及び成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、当庁の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

オ 再委託

(ア) 落札者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は主たる部分を第三者に再委託させてはならない。

(イ) (ア)の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、工程管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(ウ) 落札者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を当庁に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(エ) (ウ)の規定は、落札者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

(オ) 落札者は、(ウ)にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、(エ)の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を当庁に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同

様とする。

- (カ) 落札者は、(オ)の場合において、当庁が適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- (キ) (ウ)のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。
- (ク) 落札者は、当庁又は監督職員が再委託先に、落札者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。
- (ケ) 落札者は、(ウ)により再委託を行う場合には、落札者が当庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき落札者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (コ) 再委託を行う場合、再委託先が 4. 入札参加資格に関する事項のうち(8)及び(9)に示す要件を満たすこと。
- (サ) (イ)から(コ)に基づき、落札者が再委託先に義務を実施させる場合は、全て落札者の責任において行うものとし、再委託先の責に帰すべき事由として、落札者の責に帰すべき事由とみなして、落札者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当庁及び落札者は、本業務の質の確保の推進、またはその他のやむをえない事由により、本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当庁は、次のいずれかに該当するときは、落札者にその旨を通知するとともに、落札者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当庁の組織変更や人員増員に伴うシステム利用者数の変動により業務量に変動が生じるとき

ク 契約の解除

当庁は、落札者が次のいずれかに該当するときは、落札者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。

- (ア) 落札者から解約の申し出があったとき。
- (イ) 落札者が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
- (ウ) 落札者が本項(3)イ、又はエの規定に違反したとき。
- (エ) 本業務の実施について、落札者、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が当庁の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとした

とき。

- (オ) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (カ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (キ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (ク) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (ケ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- (コ) 落札者から破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立があったとき。
- (サ) (ア)から(ケ)までの場合において、落札者は違約金とし、請負費に賃貸借期間の残存月数(1ヶ月未満の期間は1ヶ月とする。)を乗じた額の100分の10に相当する金額を当庁に支払わなければならない。ただし、(ア)又は(イ)の場合において、落札者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。さらに、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。また、落札者は、当庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。
- (シ) 当庁は、(ア)から(コ)に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当庁は落札者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害額は協議して定めるものとする。

ケ 談合等不正行為

落札者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札者は、当庁の請求に基づき、契約額の10分の1に相当する額を違約金として当庁の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、落札者が違約金を当庁の指定する期間内に支払わないときは、落札者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を当庁に支払わなければならない。

- (ア) この契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (イ) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(以下「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された

場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) この契約に関し、落札者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

コ 損害賠償

落札者は、落札者の故意又は過失により当庁に損害を与えたときは、当庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、当庁から落札者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責・危険負担

当庁及び落札者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当庁が物件を使用することができなくなったときは、落札者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

落札者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

落札者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

落札者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

落札者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

落札者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止したる年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 借入保守業務の引継ぎ

落札者は、借入保守業務が適正かつ円滑にできるよう現行海洋情報部電子計算機システム借入保守業者から当該業務の開始日までにマニュアル等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。移行に伴い必要な事項について、落札者は既存システムの落

札者に聴取することができる。また、本業務の請負期間満了の際、業者変更が生じた場合は、落札者は次回の借入保守業者に対し、当該業務の開始日までにマニュアル等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる落札者に発生した経費は落札者の負担となる。また、引継ぎは、契約日から速やかに開始すること。

ツ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当庁と落札者との間で協議して解決する。

8. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務落札者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務落札者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、落札者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当庁が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当庁は落札者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、当庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 落札者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存するときは、落札者は当庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

以上